



# 健やか子ども新聞



(財)宮崎県健康づくり協会

〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1番地2

TEL 0985-38-5512

FAX 0985-38-5014

学校の定期健康診査 ..... 1

学校保健安全法 ..... 2

Ⅰ 学校保健に関する改正ポイント ..... 3

Ⅱ 学校安全に関する改正ポイント ..... 4



## 学校の定期健康診査

健康推進部 浜田 恵亮

～たかが身体計測と言うなかれ～

学校教育法第十二条，学校保健安全法第十三条で学校での定期健康診査（学校健診）の実施が義務づけられています。そのなかで実施すべき健診（検診）項目は多岐に及んでいますが，一つに身長，体重，座高の測定があります。子どもとおとなの大きな違いは「子どもには発育がある」ことですが，身長と体重の変化はその子どもの発育の状況を示す大切なパラメーターです。そして，身体計測値の経年的な変化をグラフにすると，からだの健康状態ばかりでなく心の健康状態も把握され，子どもの置かれた生活環境さえ推察できる場合があります。

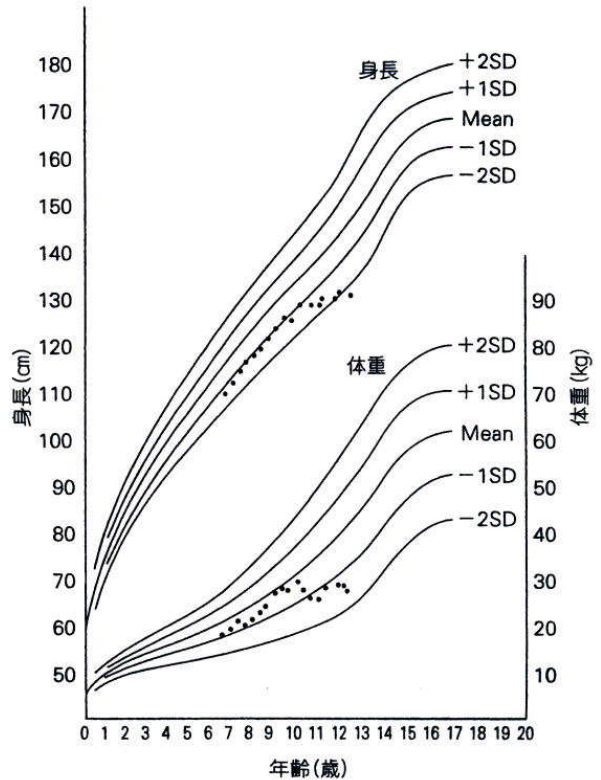
### \* 身長は正しく測ろう

身長は，測り方次第で1～2cmの差はすぐに出てきますので注意が必要です。次のことを守って計測しましょう。

- ・ 結んだ髪の毛はほどいて，ヘアピンなどは取り除く。
- ・ 頭の姿勢は，顔を左右に傾けず，軽くあごを引き，まっすぐ前を向く
- ・ 肩の力を抜く
- ・ 背中を伸ばし，身長計の柱に背中をつけるひざを伸ばす
- ・ かかとを身長計につける

\* おかしいと気づいたら成長曲線を描き，子どもの成長パターンを見てみよう。

成長曲線を描き，子どもの成長パターンを知ることによってからだの異常に気づくことができます。からだの異常には，成長ホルモン不足や甲状腺ホルモン不足による異常，染色体の異常，骨・軟骨の異常，心臓・腎臓・肝臓・腸などの主要な臓器の

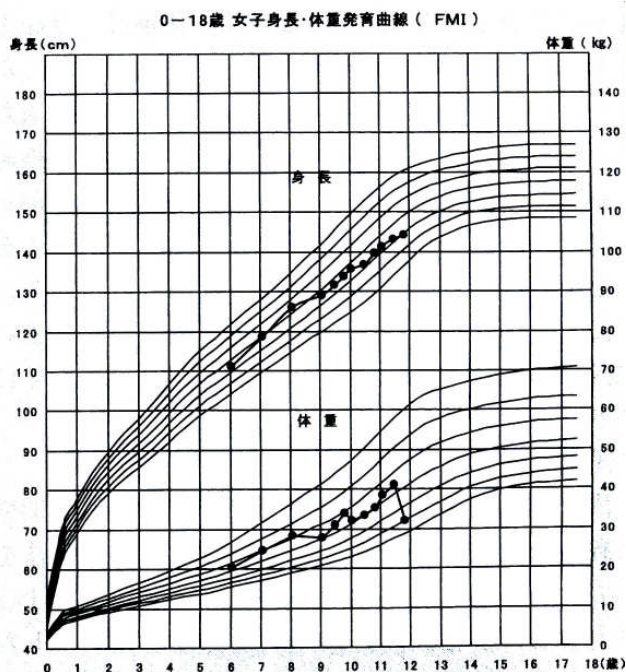


(図1 脳腫瘍の期発見)

病気，肥満などがあります。図1は，小林正子氏の論文からの引用したケースです。学校の身体計測で身長が伸びていないことに気づいた養護教諭が計測値を手書きでプロットしてやや小柄ながらも順調に伸びていた身長が突然折れ曲がるように変化していることを把握しました。学校側の取り組みが脳腫瘍の早期発見・早期治療のきっかけになったケースです。脳にできた腫瘍によって脳下垂体付近にダメージを受けて成

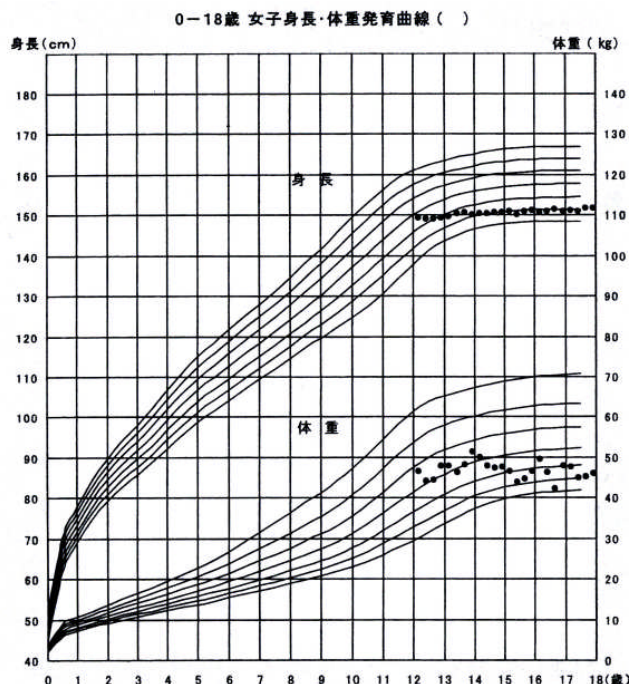
長ホルモンの分泌が低下して身長伸びの停滞をきたしたものです。

また、子どもの心理社会的な状況が子どもの成長に大きな影響を与えます。例えば、親から適切な愛情を受けることができない子どもは背が伸びにくい傾向があり、極端な場合は愛情遮断症候群と呼ばれます。親からの愛情が成長ホルモンの分泌にまで影響を及ぼしているわけです。神経性食欲不振症などの摂食障害、ネグレクト、肥満の子どもは、子ども自身が症状を訴えて専門機関を訪れることはなく、異常の早期発見には学校との連携が大切です。



(図2 摂食障害の発見)

図1と同様に、図2、図3のケースも小林正子氏の論文から引用させていただきました。図2は、小学6年生女子の発育曲線です。6年生の3学期が始まったとき、担任がずいぶん痩せたと心配した通り、1月の身体計測では体重が前回の9月から9kgも減少していました。養護教諭が急ぎグラフに表して保護者に連絡したことが専門機関の受診のきっかけになりました。



(図3 いじめの発見)

図3は、中高一貫校教育の学校に入学した女子生徒の発育曲線です。身長が全く伸びず、体重が大きく変動していることに学校側が気づきました。調査の結果、クラスの女子全員からいじめを受けていたことが判明しました。いじめというストレスが成長に大きな影響を及ぼしていたケースです。

成長曲線の描き方の解説と成長曲線用紙のダウンロード「成長障害相談室」

[http://ghw.pfizer.co.jp/gh/c\\_down/index.html](http://ghw.pfizer.co.jp/gh/c_down/index.html)

が参考になります。

<引用文献>

小林正子. 身長・体重・体重差グラフが語る子どもの心. 日本小児科学会雑誌 2006;110:1506 - 1512.



## 学校保健安全法

2008年3月に公示された新学習指導要領（小学校編）の総則、教育課程編成の一般方針3には「～略 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適

切に行うよう努めることとする。略～」とあるように、体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように示されています。

また、「学校保健法」の名称が「学校保健安全法」

に改称され、「学校保健」と「学校安全」に関する法律であることが明確にされました。子どもたちと職員の健康を保持増進することに加えて、学校における教育が安全な環境で行われるよう、学校安全についての事項が新たに定められました。

内容としては、「学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るた

め、国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定するとともに、養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について定める等所要の措置を講ずる。」となっていますが、ここでは、学校保健と学校安全について整備された規定について述べていきます。



## I 学校保健に関する改正ポイント

### 1 「学校保健計画」の策定と実施 .....第5条

これまで学校における保健計画・安全計画は「学校保健安全計画」として一体的に取り扱われてきましたが、今回の改正により「学校保健計画」「学校安全計画」をそれぞれ立案することになりました。



学校保健計画を実効性のあるものとするためには、

校長の指導のもと、全職員の共通理解と認識を深め、学校全体で取り組んでいく体制作りが必要です。また、学校医や学校歯科医・学校薬剤師の専門的な指導や助言を受けたり、学校保健委員会などの場で保護者や地域の関係者を含めた点検や評価も大切になります。

### 2 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化 .....第6条

全国的な環境衛生の水準を確保するため、現在出されている「学校環境衛生の基準」を踏まえつつ、今後、国が基準を定めるとされています。

各学校では、基準に照らして適切な環境の維持に

努め、校長は、基準に照らして適正を欠く場合は、遅滞なく改善に必要な措置をとり、改善措置をとれない場合は、学校の設置者にその旨を申し出るものとされました。

### 3 「保健室」の役割 .....第7条

これまで保健室は雑則に規定されていましたが、学校の管理運営や保健管理の重要な役割を有することから第2章に位置づけられました。健康診断や救急処置の場としてだけでなく、心の健康への支援など保健室の役割は重要性を増しています。

各学校の保健室が心身の健康の保持増進を図るた

めの中心的な役割を果たすためには、保健室の施設設備の充実や養護教諭の資質向上はもちろん、保健室の役割が発揮できるような校内体制の確立が必要です。



### 4 心身の健康に関する「健康相談」の実施 .....第8条

これまで健康相談は健康診断と一体的に規定され、学校保健法施行規則で学校医・学校歯科医が行うことになっていました。今回の改正で「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、



健康相談を行うものとする」とあります。第9条の保健指導の規定にもあるように関係職員が連携し、子どもの体だけでなく「心の健康」にも目を向けることが重視されています。

### 5 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実 .....第9条

新たに「保健指導」が加わり、現在、学校で行われている保健指導が法律上明記されました。

学校においては、養護教諭を中心として、担任、学校医・学校歯科医・学校薬剤師などの関係職員と連携し、健康相談や日常の健康観察等により子ども

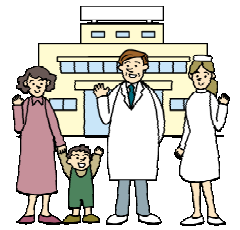
たちの心身の健康状態を把握し、組織的な保健指導が求められます。また、保護者へ必要な助言を行い、家庭とも連携した保健指導が求められます。

## 6 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実 ……第10条

これまで健康診断や臨時休業を行う際には、学校の設置者は保健所に連絡するものとされていましたが、「学校において救急処置や健康相談、保健指導を行う際には、地域の医療機関等との連携を図ること」も新たに盛り込まれました。

特に学校医や学校歯科医は、健康診断をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病予防、歯・口の健康

づくりにおいて、また学校薬剤師は、環境衛生や薬物乱用防止教育について重要な役割を担っていると同時に、地域医療機関との連携の要としての役割も期待できます。各校において、学校医等の専門的知見を積極的に活用することも大切になります。



## 7 「伝染病」から「感染症」へ用語の変更 ……第19条～21条

これまで学校保健法では「伝染病」という用語が使われてきましたが、改正により「感染症」となりました。学校における感染症の流行は、教育活動に

大きな影響を及ぼします。今後も各学校では感染症予防に努めていく必要があります。

# II 学校安全に関する改正ポイント

## 1 「学校安全計画」の策定と実施 ……第27条

これまで、法律上は保健計画・安全計画は「学校保健安全計画」として一体的に取り扱われてきましたが、今回の改正により「学校安全計画」の策定と実施が義務づけられました。

学校においては、安全管理（施設設備や通学路の

安全点検等）や安全教育（通学や日常生活における安全指導、各教科等における指導等）、職員の研修等について計画を策定し、校長のリーダーシップのもと、全職員の学校安全への認識を深め、学校全体で取り組んでいく必要があります。

## 2 「学校環境の安全確保」 ……第28条

校長は、学校環境の安全確保を図る上で支障がある場合は、改善を図るための必要な措置を講ずることが定められました。また、改善措置ができない場

合は、学校の設置者にその旨を申し出ることと明示されています。

## 3 「危険等発生時対処要領の策定」による的確な対応の確保 ……第29条

学校は、「危険発生時対処要領」を作成し、校長は、そのマニュアルの職員への周知、訓練をおこなうものとされています。さらに、万一、事故や災害が生じた際には、学校は子どもやその他の関係



者（保護者や教職員）の心身の健康を回復させるために必要な支援を行うものとしています。

危機管理マニュアルの作成後は定期的に見直しを行い、学校や地域の実情に応じた実効性のあるものかを確認する必要があります。

## 4 「地域の関係機関との連携」による学校安全体制の強化 ……第30条

学校は、保護者との連携はもちろん、地域の実情に応じ、警察署やその他の関係機関、地域の安全ボランティアや住民等との連携を図るよう努めることと明示されました。

地域との連携をより強化するために学校は、安全

の取組について情報を発信したり、交流会などの開催、登下校のあいさつなど、日頃から学校と地域の良好な関係づくりが必要です。



引用：「学校保健安全法」「学校保健安全法施行令」「学校保健安全法施行規則」

参考文献：教職研修2008年9月号〈第1特集：移行措置のポイントと対応上の留意点①〉

今回は、学校保健安全法について改正された点について特集しました。学校保健計画・学校安全計画については法律で策定と実施が明記されました。まだ作成していない学校は早急な対策が必要ですし、策定している学校は見直し等を行い、児童生徒が安全に学校生活を送れるようにする必要があります。

学校保健・安全等についての御意見・御質問・御要望等は、(財)宮崎県健康づくり協会へ

「サンテ宮崎」「健やか子ども新聞」のバックナンバーは<http://www.miyakenkou.or.jp/outline/sante.html>でどうぞ。